⑵　資格の審査事項　⑴の資格についての審査は、別記３の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

⑶　資格の等級の決定方法　製造又は物件の買入れ等の種類ごとに上記⑵の合計点により別記２の⑴の②、⑵の②及び⑶の②に対応する等級に格付ける。

９　その他

⑴　申請内容の変更　有資格者は、次の事項に変更があった場合は、速やかに研究所ホームページ（https://www.aist.go.jp）から、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書申請書変更届（様式第４号）（以下「変更届」という。）をダウンロードし、必要事項を入力の上、別記１に掲げる場所に次の添付書類を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

①　「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

一　資格決定通知書（写）

二　登記事項証明書（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）

②　その他の事項の場合　本公示３の申請を改めて行うこと。資格決定通知書（写）は変更届には必須の添付書類となるので、必ず提出すること。

⑵　会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続　有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部を添え、別記１に掲げるいずれかの場所に次の添付書類を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

①　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写）

②　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類として登記事項証明書（写）

③　上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

なお、書類の提出によりその資格が継続するが、詳細の現状把握を必要と判断する場合には、ヒアリング等を実施する場合がある。

⑶　合併・分社等の場合の手続　有資格者に合併、分社、個人から法人への変更等があった場合は、本公示３の申請を改めて行うこと。

⑷　廃業等の場合の手続　有資格者に廃業等（廃業・倒産・破産）があった場合は、別記１に掲げる場所に申し出ること。

⑸　８の⑶により資格の等級を受けた者は、随意契約の参加資格を有する者となることができる。

⑹　３の⑵に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。

⑺　申請書類は、日本語で記載するものとする。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付する。

⑻　申請書類の金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載する。

別記１　申請書の提出場所　〒305―8560 茨城県つくば市梅園１－１－１　国立研究開発法人産業技術総合研究所　総務本部　調達部調達管理室　ＴＥＬ029―861―2030　受付時間９時00分から17時15分

e-mail：cho-hacchu-ml@aist.go.jp

別記２　資格の種類別の等級及び予定価格の範囲〔掲載順序　資格の種類　①等級：予定価格の範囲　②数値：等級〕

⑴　物品の製造

①　Ａ：3,000万円以上
　　Ｂ：2,000万円以上　3,000万円未満
　　Ｃ：400万円以上　2,000万円未満
　　Ｄ：400万円未満

②　90点以上：Ａ
　　80点以上　90点未満：Ｂ
　　55点以上　80点未満：Ｃ
　　55点未満：Ｄ

⑵　物品の販売、役務の提供等

①　Ａ：3,000万円以上
　　Ｂ：1,500万円以上　3,000万円未満
　　Ｃ：300万円以上　1,500万円未満
　　Ｄ：300万円未満

②　90点以上：Ａ
　　80点以上　90点未満：Ｂ
　　55点以上　80点未満：Ｃ
　　55点未満：Ｄ

⑶　物品の買受け

①　Ａ：1,000万円以上
　　Ｂ：200万円以上　1,000万円未満
　　Ｃ：200万円未満

②　70点以上：Ａ
　　50点以上　70点未満：Ｂ
　　50点未満：Ｃ

別記３　付与数値

〔掲載順序　項目　段階：付与数値（年間平均高、自己資本額の合計及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、設備の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕

⑴　年間平均（生産・販売）高（前２ヶ年の平均実績高）

200億円以上：60、65
100億円以上　200億円未満：55、60
50億円以上　100億円未満：50、55
25億円以上　50億円未満：45、50
10億円以上　25億円未満：40、45
５億円以上　10億円未満：35、40
2.5億円以上　５億円未満：30、35
１億円以上　2.5億円未満：25、30
5,000万円以上　１億円未満：20、25
2,500万円以上　5,000万円未満：15、20
2,500万円未満：10、15

⑵　自己資本額の合計

10億円以上：10、15
１億円以上　10億円未満：８、12
1,000万円以上　１億円未満：６、９
100万円以上　1,000万円未満４、６
100万円未満：２、３

⑶　流動比率（物品の製造、物品の製造以外とも共通）

140％以上：10
120％以上　140%未満：８
100％以上　120%未満：６
100％未満：４

⑷　営業年数

20年以上：５、10
10年以上　20年未満：４、８
10年未満：３、６

⑸　設備の額（物品の製造のみ）

10億円以上：15
１億円以上　10億円未満：12
5,000万円以上　１億円未満：９
1,000万円以上　5,000万円未満：６
1,000万円未満：３

⑹　合計（最高点）　100

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年１月６日

北海道警察情報通信部

北見方面情報通信部長　大堀　尚也

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　01

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、29

⑵　借入件名及び数量

北海道警察北見方面本部用指令通信装置（情報処理系）　１式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和７年２月５日17時30分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒090―0018 北海道北見市青葉町６－１　北海道警察情報通信部北見方面情報通信部通信施設課施設第１係　電話0157―24―0110

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和７年１月６日から令和７年２月５日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　関心表明の方法

⑴　関心表明書の提出期限　令和７年２月５日17時30分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　上記２⑵に同じ。

５　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 15, 29

⑵　Nature and quantity of the services to be required :　Command Communications Equipment for Kitami Area Police Headquarters (Information processing system), 1 Set

⑶　Time limit for the submission of comments : 17 : 30　5 February, 2025